

## 北海道商工業振興審議会

### 第1回「本道経済活性化に向けた取組のあり方検討部会」議事概要

日時：平成23年6月13日（月）15：30～17：30

場所：かでの2・7 1050会議室

事務局（松浦企画調整担当課長）：

それでは皆様お揃いですので、第1回「本道経済活性化に向けた取組のあり方検討部会」を開催させていただきます。私、道経済部総務課企画調整担当課長の松浦と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。開催にあたりまして私からご挨拶申し上げます。

皆様におかれましては部会委員についてご快諾いただき、また本日、ご出席いただきまして、心から感謝申し上げます。さらに皆様方には日頃から私ども経済部の施策の推進にあたりまして格別のご支援とご協力をいただいておりますことに、重ねて感謝申し上げます。

ご承知のとおり、本道経済は景気の回復の足取りが遅いことに加え、人口の減少高齢化が全国を上回るスピードで進展し、経済の活力が減退することが懸念されております中、この度の東日本大震災による生産活動の急激な落ち込みや、消費者マインドの低下、さらには来道観光客数の大幅な減少などにより、本道経済に深刻な影響をもたらしております、一段と厳しい状況でございます。

このため、道といたしましては、大震災の影響に的確に対応するということはもとより、中長期的に本道経済を民間主導の自立型経済構造に加速的に転換させていくことが必要と考えてございます。本日ご議論いただきます産業振興条例は企業立地の促進と地場中小企業の競争力の強化をその柱といたしまして、平成20年4月から施行された条例でございます。本年度におきましては、条例の規定によりましてその施行状況の検証が義務付けられておりますので、先の審議会、3月30日に開催させていただきましたけれども、この部会の設置についてご了解いただいたところでございます。

本条例は本道経済の活性化と雇用機会の創出に資するというところで、公的需要に大きく依存します本道の経済構造を自立型の経済構造に転換するということを目的にしております。具体的には経済波及効果の高いものづくり産業の集積促進や、商品・サービスの付加価値向上を目指したものとなっております。こうした条例の趣旨・目的、あるいは具体的な施策を施行後3年間の経済社会情勢の変化を踏まえまして、検証させていただき、そして必要な対応について検討を行っていくことが求められているところでございます。本部会は秋頃までに3回の開催を予定しており、今回はその第1回目であります。まず、条例の実績や、点検に向けた論点につきまして幅広くご議論をいただき、次の第2回目以降にその論点につきまして議論を深めていただきたいと思いますと考えてございます。限られた時間ではございますけれども、経済産業界の第一線でご活躍されております皆様のそれぞれの専門的見地、あるいはご経験を踏まえまして、忌憚のない活発なご議論をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に先立ちまして、部会長を選出させていただきたいと思っております。北海道商工業振興審議会条例施行規則第6条により、部会長は部会に属する委員の中から互選することとなっております。どなたかご推薦ありますでしょうか。

委員：

事務局一任

事務局（松浦課長）：

事務局一任との声がありましたので、事務局から指名させていただきます。アジアの経済動向や企業の海外

進出事例、貿易論など、国際経済に精通されておられ、また、グローバル化が進む中で地域経済のあり方を考える小樽商科大学地域研究会の代表である、穴沢教授にお願いしたいと考えますがいかがでしょうか。

委員一同：

異議なし

事務局（松浦課長）：

それでは、穴沢委員が部会長に選出されました。穴沢部会長、恐れ入りますが、部会長席へ移動をお願いします。また、本審議会は、道が定めます「附属機関の設置及び運営に関する基準」に従いまして「公開」としており、議事録も北海道のホームページ等で閲覧に供しますことを、ご承知おきください。それでは、これよりの進行は、穴沢部会長をお願いします。

穴沢部会長：

部会長を務めさせていただきます穴沢と申します。よろしく申し上げます。先ほど簡単な紹介をいただきましたが、この会を進めるにあたり、少し私の研究等についてお話しておいたほうがいいのかと思います。私は基本的には東南アジアの工業化政策、特に自動車・電気産業の研究をしております。その関係で、各国をまわっております。そういったバックグラウンドをご存じのほうが進めやすいかと思っておりますので、ひとこと追加で申し上げます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。本日の議事は手元の次第にありますとおり、北海道産業振興条例の点検についてであります。まずは、事務局から部会の役割や産業振興条例の点検にあたっての概要について説明をお願いします。

事務局（日野主任）：

それではまず、部会の役割や産業振興条例の点検にあたっての概要を説明いたします。資料1 北海道産業振興条例の点検についてをご覧いただきたいと思っております。最初に本部会の役割でございますが、一番上の囲みにありますとおり、北海道産業振興条例の点検にあたって本道の経済政策のあり方についてご意見をいただくこととしております。これは産業振興条例の点検にあたっては本道の経済政策のあり方を検討する必要があることから、経済動向を踏まえた本道の経済活性化に向けた取組のあり方や方向性をご議論いただくものとしております。続きまして、産業振興条例の点検の概要についてでございますけれども、「1 概要」にありますとおり、産業振興条例は平成19年12月に制定、平成20年4月に施行をしております。正式名称は「北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例」であり、これを通称「北海道産業振興条例」と呼んでおります。条例の規定によりまして、施行後3年の経過後に社会経済情勢の変化を勘案し、条例の施行の状況について検討を加えることとしておりますことから、3年を経過する今年度、平成23年度にこの点検を行うこととしているものでございます。「2 検討」の視点でございますが、この3年間の施行状況を勘案した上で、一つとしては必要性、もう一つとして効果を挙げてございます。後ほど論点の提示ということで詳しく説明させていただきます。続きまして「3 検討を踏まえた対応」についてでございますけれども、点検の結果、条例や規則の改正が必要となった場合については北海道議会への提案など本年度中の手続きを経ることを考えてございます。具体的には「4 検討スケジュール」をご覧いただきたいと思っております。まず、表の一番上でございますけれども、先月5月に道内の各地域で開催させていただいた地域意見交換会の議題の一つとしてこの第1回目の部会と同様に、条例の施行状況の検証や論点提示をさせていただき、地域の皆様からご意見をいただいております。また、表の2行目でございますけれども本部会は今回1回目から9月頃までに合計3回の開催を予定しております。表の真ん中あたりでございますけれども、再度の関係先への意見照会などを経まして、この部会の議論と併せまして、北海道商工業振興審議会においてもさらにご意見

をいただきながら、パブリックコメントなどを行った後に12月の北海道議会に改正を提案していきたいと考えております。また、具体的な支援策を規定しております規則の改正につきましては年明け2月から3月にさらに関係部分のパブリックコメントなどを行いまして、来年の4月に施行をしたいと考えてございます。

部会長：

どうもありがとうございました。ただいまの事務局からの説明内容につきましてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。(意見、質問等なし)

それでは引き続きまして。条例の概要、実績について引き続き説明をお願いします。

事務局(日野主任)：

それでは資料2をご覧くださいと思います。まず、北海道産業振興条例の概要についてでございます。この条例は北海道の産業構造の高度化による自立型経済構造の転換を図るため、企業立地の促進、中小企業の競争力の強化に関する道の施策の基本となる事項を定めたものでございます。上にありますポンチ絵がこの条例の基本的な構造を示しております。図の一番右の矢印の囲み「北海道経済の活性化と雇用機会の創出」、こうした大きな目標に向けましては、真ん中の矢印の囲みの「産業構造の高度化による自立型経済構造」、これは経済波及効果の高い製造業のウェイトの拡大や、産業の付加価値生産性を高めることを意味しております。こうしたことにより、公的需要依存型の本道経済を自立型・民需主導型の経済構造に転換していくことが必要であるとしております。そしてそのためには左上の矢印の囲み、本条例の特徴であります「企業立地の促進と中小企業の競争力強化」この二つが必要であるとし、こういった考え方に基づいて4つの基本方針、それと6つの基本的施策などを規定した上で、これらを一体的、相乗的に推進することとしております。この産業振興条例を制定する以前には企業立地と中小企業の育成については別々の条例により施策を進めて参りました。しかし、企業立地の促進と中小企業の競争力の強化の二つを一体的、相乗的に推進するため、これまでの施策を整理し、条例を制定したものです。

本条例の4つの基本方針でございますが、資料の「2 施策の基本方針(第5条関係)」ですが、(1)から(3)については高い経済的効果を及ぼす産業など、施策を推進するにあたって対象とする産業分野を記載しております。そして、(4)には商品やサービスの高付加価値化を目指す中小企業の育成を図ることとされております。また、6つの基本的施策につきましては「3 基本的施策(第6条~11条関係)」のところでございますが、やや具体的な施策ベースでの取組について記載をしております。「4 助成措置」については二つの事業を規則で定めており、後ほど個別に説明させていただきます。「5 条例施行状況の検討」については先ほどご説明したとおり、条例の附則により点検が義務付けられております。以上が産業振興条例の概要でございます。

立地補助金の概要については裏面をご覧ください。助成の対象とする業種において工場などの新增設を行う者に対して一定の投資額、雇用の増加を満たす場合に投資額に応じた助成を行うものです。表の一番左側ですが、類型 から類型 まで3つの類型を設けておりまして、類型 では自動車や電気・電子、医薬品など、経済効果が高く成長発展が期待できる産業を優先的に支援できることとし、類型 においては工業団地を核とする地域の産業拠点形成を促進するため、工業団地に立地する製造業を対象としております。類型 においては地域の資源や特性に応じた企業立地の促進を図るため、市町村と連携し、立地助成を行うこととしております。

続きまして資料2の2枚目でございますが、中小企業の競争力の強化を図るための助成措置でございます。この事業は中小企業の競争力の強化を図るため、新たな事業分野への進出や、市場への開拓等に取り組む中小企業者に対し助成するものです。研究開発から人材育成、マーケティング支援など5つのメニューとなっております。

次に、事業実績について説明します。資料3をご覧くださいと思います。まず、「1 立地補助金の交付実績」についてですが、この立地補助金の制度の仕組みとしては、工事の着工前後に認定をさせていただいた

立地計画に基づいて工事が完了し、操業を開始した後に初めて迎える確定申告後に補助金を交付させていただく仕組みとなっております。そのため、平成 20 年度から施行している制度であります。交付の実績としては平成 21 年度が最初となっております。表の右側に合計額が記載されており、平成 22 年度までに立地企業が 30 社に対し、約 12 億円の補助金を交付しております。また、これによる雇用の増加は 440 人となっております。続きまして、真ん中の表でございますが、道内企業、道外企業別新設、増設別の実績です。こちら合計欄をみていただくと、新設、増設別では増設が 20 件と新設の 10 件に比べて多くなっております。道内企業、道外企業別では道内企業が多くなっております。次に地域別の状況でございますが、補助金額としては大型案件が十勝にあり、これが約 5.5 億円と突出しておりますが、全体としては件数、金額ともに空知、胆振といった札幌に近い地域のほか、渡島地域に多い傾向がみられます。続きまして裏面をご覧くださいと思います。類型別・業種別の状況についてです。補助金額としては大型案件がありましたので、類型 国際物流関連事業が多くなっております。件数では、投資規模の少ない食料品製造業などが対象となります。類型 が最も多く、おおよそ全体の 3 分の 2 を占めています。まとめといたしましては、類型 で成長産業とした自動車関連製造業、電気・電子機器製造業と医薬品等製造業には交付実績はありませんが、別添で産業振興条例の活用実績という資料をお配りしておりますので、こちらをご覧ください。千歳市に立地した自動車関連企業、資料の 2 ページ目のデンソーエレクトロニクスですが、今後類型 として補助金を交付する予定であります。類型 には、データセンター事業がありますが、同じ資料の 2 ページ目に石狩のさくらインターネットが今年の秋に稼働することから、こちらに対しても補助金を交付する予定です。以上で立地の補助金の事業実績の説明を終わります。

続きまして、中小企業競争力強化促進事業の実績については資料 4 でございます。はじめに事業別の助成額の推移ですが、支援メニューは 5 つあり、研究開発に関連する補助金であります産学連携等研究開発支援事業と市場対応型製品開発支援事業、これをあわせると助成額の 86% を占めており、研究関連のウェイトが高い結果となっております。また、立地助成との相乗効果を計るため、新たに設けた立地企業連携枠についてはアドバイザー等招聘支援事業の中に一つ、市場対応型製品開発支援事業の中に一つ入っていますが、合計額で助成額全体の 25% を占めております。それから研究開発補助事業については平成 20 年、21 年の実績を調査した結果、研究開発成果を生かして生産体制に入ったもの、これを事業化率とっておりますけれども、これが 33.3% となっております。旧条例である北海道創造的中小企業育成条例による事業化率は 27.9% であることから、現在の条例のほうが 5.4 ポイントほど高いという結果となっております。次に事業別、産業分野別の 3 カ年の助成額についてですが、産業別の情勢額実績については表の左側の区分に沿い、高い経済的効果を及ぼす産業、地域の特性に応じた産業、成長発展が期待される産業、これら特定産業分野である加工組立型工業、食品工業、IT 産業、バイオ産業、環境産業などが全体の 94% となっております。(産振へ：説明はカットしますので、訂正版の資料を HP にアップしてください)裏面をみていただきますと、助成額の地域別の推移がございます。やはり企業数が多いこともあり、道央圏の割合が 64% となっております。中でも石狩振興局管内のウェイトが高い状況となっております。まとめですが、道といたしましては、本道の中小企業の競争力強化のためには今後とも効果的な助成制度の活用により、中小企業の競争力強化に向けた取組を支援する必要があると考えております。

部会長：

どうもありがとうございました。条例の概要、実績について説明がございましたけれども、これにつきまして、質問等ございましたら、承りたいと思います。

委員：

資料 3 の 2 地域別の状況で最初の白丸で補助額では大型の補助案件があったことから、十勝が最も多くなっ

ている。とありますが、具体的にはどのようなものだったのでしょうか。

事務局：

大型案件についてですが、飼料の保管施設でございます。

委員：

飼料工場の保管施設ですか。本州企業メーカー？

事務局：

そうです。本州系の企業です。産振へ：確認してください。

委員：

資料4の1で説明いただいた案件で北海道振興条例と以前の促進条例では事業化率が5.4ポイントあがっておりますが、その要因は具体的には何かあるのでしょうか？内容的な部分で何か変化があったのでしょうか。実は私、平成19年に促進条例を活用させていただいているのですが、その当時よりもこれだけポイントが上がるというのは、何か制度的に何か変わったのかと思っております。

事務局（松浦課長）：

事業化率が高まらないというのが以前の創造条例の課題であり、その課題を踏まえまして事業名を市場対応型製品開発支援事業という名称に変え、出口、いわばよりマーケットインといいますが、出口戦略をもった取組を支援しようという形で支援ツールを少し変更させていただきました。そのようなことが効果を発揮し、若干事業化率が高まったのではないかと考えております。

部会長：

よろしいでしょうか。他にご意見はありますでしょうか。

（なし）

部会長：

それでは引き続きまして、条例の点検にあたっての論点について、先の審議会等で出された意見や先月の地域意見交換会での意見などについて、併せて事務局からご説明いただきたいと思います。

事務局（日野主任）：

それでは条例点検の論点についてご説明いたします。資料5をご覧くださいと思います。まず、一つめの黒丸、条例制定の趣旨を見直すべき状況の変化はあるか。ということについてであります。一つに本条例の制定趣旨をこの3年間の状況変化を踏まえ、現在の経済社会状況においても有効かつ適切なものとなっているのか。あるいは、これまで目指してきた経済産業の構造転換、こういった条例の目的を継続すべきかどうか。また、2つめとしてはNPOや農業生産法人などが経済活動を活発化しつつある状況を踏まえ、こうした主体も支援対象として位置付けていくべきではないか、さらには本日、参考資料5として添付しておりますが、昨年6月に閣議決定された中小企業憲章の趣旨も踏まえまして、中小企業の位置付けを本条例の中でどのように行っていくか、こういった論点で検討をしていきたいと考えております。

それから次に2つめの黒丸でございますが、条例に基づく基本的施策や支援対象を見直すべきか、ということですが、新たに盛り込むべき基本的施策や見直すべき助成措置はないかということでございまして、例えば、道と経済界で進めております食クラスターの本格的展開を図るため、食関連産業への支援を大きく打ち出すべきではないか、本道の基幹産業でもある、観光業を重点的に支援すべきではないか。こういった点についてもご意見をいただければと考えております。

次に先月5月に道内7カ所で開催をいたしました地域意見交換会でいただいたご意見についてご紹介いたします。資料は6になります。ただ今、説明した論点に沿って資料を整理しておりますが、まず、条例の趣旨や目的については概ね肯定的な意見が多く、継続すべきという意見が多くございましたが、道央圏、胆振地域以外では企業の立地ということが多く望めないということもあり、地場の中小企業に対する支援や育成を重視す

べきではないかという意見もありました。続きまして、NPO や農業生産法人など新たな主体に対する支援のあり方についてですが、こちらも概ね肯定的な意見が多くありました。中小企業振興、中小企業の位置づけにつきましては、条例上明確にすべきだという意見がありました。しかしながら、現行の条例におきましても、道としては「中小企業振興基本条例」として位置づけております。それから2つめの黒丸でございますが、食品関連産業や観光業に対する重点的支援、地域ごとの特性を踏まえた重点業種の設定の検討などの意見をいただいております。最後に全体的に表の下段の3番目の黒丸でございますが、支援メニューの拡充ですとか、要件緩和、手続きの簡素化・効率化などのご意見が多く、必要に応じた検討が必要と考えているところです。次に最後の資料となります資料7をご覧ください。これは今年の3月30日に開催された平成22年度第2回北海道商工業振興審議会で出されました産業振興条例に関するご意見を要約したものです。3人の委員の方からご意見をいただきまして、北大の高井委員からは方針の継続は是としながらも施策の効果をデータを用いてしっかりと検証し、インセンティブの付与の仕組みなどの検討が必要だという意見をいただいております。政策投資銀行の橋本委員からは関連施策との整合をしっかりと行っていくこと、本道の成長戦略の中で、従来型のアプローチがよいのかどうかしっかりと考えていく必要があるというご意見。道経連の吉田副会長からは工場の誘致はもちろんであるが、本社機能の誘致に関する経済効果を主張されておられました。

説明は以上です。

部会長：

どうもありがとうございました。それではこの論点等についてご意見等あると思いますが、時間も限られておりますので、具体的な検討の方に移りたいと思います。これまで、資料等について事務局から説明がありましたので、これに基づきまして資料5にあります論点に追加するもの等ありましたら、ご自由にご意見をいただきたいと思います。第1回ということもあり、なるべくいろいろな意見を出していただいた上でこれを最終的にまとめていきたいと思っております。ブレインストーミング的に考えをどんどん出していただきたいと思いますと考えております。こちらからご意見の提示をお願いする形で進めさせていただきたいと考えております。まず、北海道経済連合会の平池委員の方から、論点がいろいろございますが、特に条例の趣旨の適正ですとかNPOを新たな地域の担い手とするとか中小企業憲章等についてご意見いただきたいと思います。よろしくお願いします。

平池委員：

まず条例制定の趣旨に関しては、これは皆さん統一意見だと思っておりますが、本条例が制定されてから、リーマンショックとか東日本大震災といった非常に社会的経済的に大きな影響を与える事象が発生しております。そういった時代状況を見て、条例内容が適切か検討する必要があるのではないかというのが一点です。それと、特に今、道庁さんとは東日本大震災に対する企業誘致、リスク分散等についての国内企業誘致検討をしており、金曜日も立地課の方と打ち合わせをしたのですが、道庁さんもこの間動いており、非常に濃密な情報をお持ちでした。そういった活動をよくお聞きした上で、これに適したものをやっていく必要があるのではないかと気がしています。それから、親会議のほうで先生方も話しておりますが、他県の条例やインセンティブを分析されていると思いますが、これをどうこの条例にビルトインしていくのか。その辺の実績の検証と見直しというのも必要であるとともに、国の成長戦略と食のクラスター事業、観光なども含めた道庁さんの戦略とのマッチングというのも見ていく必要があると思っております。それと釧路でバルク港湾が認定されておりますが、これも息の長い仕事で5年10年内外で中長期的にみていかなければならないので、これについても条例がどうみていくかということもあると思っております。もう一点最後に、中小企業の位置づけですが、資料を拝見しましたが、十分中小企業の位置づけというのを反映していると思っております。中小企業憲章を別にありがたがって載せる必要はなくて、すでに中小企業に関しては北海道の条例で位置づけているので、自然体でいいと思えました。以上です。

部会長：

追加的な質問になるかと思いますが、親会議でそちらの吉田専務様が本社機能の誘致というのをおっしゃってたんですが、その点に関してなにか補足的にございましたらお願いします。

平池委員：

その点について吉田とは詰めをしてきませんでした。いわゆる雇用を生むというのがこの条例の趣旨であるので、そういう観点で製造業だけにこだわらず、とにかく人が来てくれるのであればよいのでは無いかということでないでしょうか。

部会長：

どうもありがとうございます。中小企業憲章に関するお話ができましたが、中小企業については中小企業白書を読みましてもどうあるべきかというのは、さんざん出てきている気が私もしており、位置づけ自体はだいたい決まっているのかなという印象を持っております。それでは引き続きまして、北海道商工会議所連合会の金沢委員からお願いします。

金沢委員：

さきほど平池さんの話で吉田さんがいっていたことは恐らく現地法人化ととらえたらよいのではないのでしょうか。大手でもいろいろな事情で北海道で現地法人化すると、それは北海道としても本社ですから税金という面からもウェルカムではないかというような感じがします。支店経営の北海道からは脱却しなければならないので、現地法人化というのも一つの方法かもしれないと感じております。

それと会議所では従来から食と観光ということをテーマとして取り組んできておりましたので、食という面でいえば食品製造業、実際に進出している企業等をみると数でいえば、やはり食品製造というのはいくつもあります。北海道の地域特性といいましょうか、そういったものを活かしていこうと思えば、食品製造業とそれに対する販路拡大等を含め、ここのところはきちっとケアしていく分野ではなかいと思っております。ですから、いかにして付加価値を高めて、それを東南アジアはじめ本州、輸出を含めて持って行けるかということが鍵になると思います。

農業関係について話をしますと、これは我々も前に関係したことがあるのですが、地方の建設業は公共工事の減少により疲弊しており、倒産も目立つという中で、地域の雇用をどう守るかということになると、地方に行くとき大体、自治体とですね農協さんと建設業くらいしか就職する場所が無いんですね。そのうちの一つの柱である建設業がどんどん雇用の受け皿の機能を失っていているという中で、農業参入という問題があり、いろいろチャレンジはしているんですが、なかなか苦労されていて、うまくいったケースはあるんですけども、うまくいってないほうが多いということをお聞きしております。ここは建設業ということに限定することなく、企業の農業参入という部分で、国の法律の関係で壁も高い部分がありますが、企業がいかにして農業に参入していくか。この辺が一つ検討していく価値があるのかなと思います。特に北海道の場合は農産物とそれに対する加工品というか。農地が無くても苫東の工場でも農業ができるわけですが、農業というものに企業が参入しやすいような環境も含めて一つご検討されてはいかがかなと思います。

それと観光は非常に裾野の広い業種なので、観光客が海外から来ると、そこに食や交通から近くのコンビニまで、どんどんお金が回っていきますので、そういう面で農産物のいわゆる製造額よりも観光業の額のほうが効果が倍くらいあります。そういう面で考えると観光というのに対して、現条例は製造業主体の条例なんですけれども観光業というところにも一つ道を付けられないのかなと。ということも一つやっていたらどうかと、いう風に思っております。あと資料の下のほうで本条例では特定産業分野、製造業をメインとして支援していますけれども、さくらデータさんみたくいわゆるサービス業なんか今後大いに北海道の特性を活かして、製造業に限らずみていったほうがよいと思います。

部会長：

どうもありがとうございました。産業というものはいろんな形で関連していくものですから、どこかをつければ、広がっていくというものもあると思います。今のご意見も参考にしたいと思います。あと一点、外国企

業の誘致等については何かお考えがあればお聞きしたいのですが。

金沢委員：

特に海外の企業誘致ということに関して、具体的なアイデアといったものはありませんが、今後、日本は出て行くだけでなく、東南アジアの企業等を誘致してくるということも考えられると思います。ただ技術移転という問題もあるでしょうけれども。いま、釧路のコールマインのように技術研修のような形でやっているのがありますので、一つそれがポイントになるかもしれません。

部会長：

突然このような形で申し訳ございませんでした。私も専門的に日本から出て行く企業さんのことはたくさん調べたのですが、圧倒的に出て行くだけで入ってこないという傾向が見られます。日本の構造的な問題もあると思いますが、何らかの形で資本、いろんな形のものが入ってくる、本州からだけではなくて、海外からくるということも考えていく必要があるのではないかと考えております。それでは続きまして、順番で竹田委員をお願いします。

竹田委員：

十勝の地域の事情から言いますと、帯広市を中心として、定住充実圏の形成ということで1市18町村が新年度でそれぞれの町村が条例を制定するような形になります。フードバレー十勝ということで、食の関係については十勝はいろいろな研究機構、畜大さんも含め、産学官の連携も特に推進的にやっております。その中で、われわれ十勝の町村部の関係においては、大手の企業もなく、なかなか条例を理解をして補助金を含めて使用する方がまだまだ少ないというのが実情です。先ほど言いましたように十勝の中で、十勝振興機構財団があり、素晴らしい研究機関なんですけれど、18の町村や企業さん、みんな出資をして立ち上げたんですが、あまり利用状況が芳しくない状況です。本当に一部の町村の利用にとどまっています。それで今年から財団の方針を変えまして全町村に一度営業を行って財団のあり方を含めてもうちょっと理解をして有効に使ってもらえるような運動を展開しております。あとは検討会も設けており、これからたぶん財団も変わってくるのかと思っています。

それと中小企業憲章の関係ですが、これは商工会の今年の理事会で帯広市が一番最初に条例に盛り込んでいただきました。そのあと町村部でも何町村か出てきています。商工会のほうも全道の商工会においこの中小企業憲章、町村部においてできる限りこのような条例を制定していただくようお願いしているところです。以上で終了させていただきます。

部会長：

どうもありがとうございます。いくつかお聞きしたい点があります。例えばこの論点の中にあります、NPOとか農業生産法人、こういったことについて何かご意見ございましたらお願いします。

竹田委員：

NPOについてですが、NPOの決算の部分等、私よっと理解できない部分があります。

部会長：

どうもありがとうございます。それでは引き続きまして、大澤さんにお話いただきたいと思うのですが、自動車ということで産業の立地ですとか中小企業との関連、現地調達といったものを含めてお話いただければと思います。

大澤委員：

私、昨年の4月にこちらにきたもので、まだあまり北海道の経済ですとか、産業について詳しくないので、そういうことを前提にお話しさせていただきたいと思います。まず、趣旨ですが、企業立地の促進と中小企業の競争力の強化というのは非常にいいことじゃないかと思いました。ただ、その中で、具体的な助成制度をみると、こと私のところの自動車業界はですね、この間、リーマンショックというものがあつた以降、景色が変わったといわれおります。新興国がのびてきているというところがありますが、全体としてはヨーロッパ



とかアメリカとかが落ちています。また国内は、国内の需要というのはあまり伸びないという風に言われています。そういう中で、こちらでは成長産業分野と書いてあるんですけども、自動車業界は成長産業かというところ、ちょっと疑問があります。どちらかというところ、熟成した産業ではないかと思えます。そういう中で、自動車とか電気・電子を誘致するということですが、自動車業界は景色が変わって、ASEAN ですか新興国というところをいかに攻めるかということになっています。そういう状況で、日本がアジア・新興国かという大きな見方をしているというのが自動車業界の中でありまして、立地について投資の助成ですか初期投資で立地を決めるかというところ、実はそういったものではないので、インセンティブとかもうちょっと総合的なメリットを考えた上で、この辺の制度、助成内容をもう少し考える必要があるのではないかと思えます。

それと全体として助成の対象が製造業に重きを置きすぎているのではないかという感じもありまして、先ほどありました食品ですか観光ですか、もう少し北海道らしさといいますか、北海道の強みみたいなところに対して助成をしていくという視点も大切ではないかと思えます。

中小企業の強化という部分についてですが、これも非常に大事なことではないかと思っておりますが、ただ、その助成の中身をみると、その市場拡大ですか、新たな市場に出て行く技術開発にとらえて読め、これは製造のものづくりでいう中小企業のものづくりの競争力とはちがって、われわれの業界ではコストと品質とQCDと言いますが、デリバリー、短納期でつくるところが一つの指標で、競争力があるかないかというところ、コストでどうだ、品質でどうだ、納期でどうだという観点で考えております。助成の内容はどちらかというところ、マーケティングですか、新分野に出て行くという部分を狙われているように思っておりますので、もしそういうことであれば、その辺をもうちょっと考える必要があると思えます。もし、タイトルが中小企業の競争力だったら、私はマーケティングを広くするのではなくて、本当の体質を強くすると言う制度が在るのではないかと思えます。私のところも工場の中で、設備を作ったりとか、改造したりとかの時には道内の企業さんをなるべく使おうと言うことで、実際そういう取引をさせていただいております。しかし、道内の企業さんというのは、非常にコスト的に安く作ってもらえるという印象があったのですが、実際にはそうではなく、どういう構造かわかりませんが、本州企業に負けてしまうということがあります。結局、苦肉の策として本州の中小企業さんに来てもらってやることもあります。もし、道内のものづくり、自動車関連の製造業を強くすると言うのであれば、施策の内容は考えたほうが良いと思えます。

部会長：

どうもありがとうございました。非常に難しい問題も多々あると思っておりますが、補助金をだせばそれでいいかというところ、そうではなく、インセンティブを含め、総合的にやっていかないと力がついていかないと思えます。海外ですか、本州の方でも支援がいろいろ実施されておりますので、そういったことも一つ参考になるのではないかと思えます。ただ、どうしても北海道の場合、製造業は弱いというところがあります。電気・電子や自動車にしましても、言い方が悪いかもしれませんが、周回遅れのところがあり、それをどうやってうまく軌道に乗せていくかということを考えていく必要があると思っております。それでは引き続きまして、池田委員の方から具体的な、条例の方を活用されているということですので、そういったことも含めましてお願いできればと思えます。

池田委員：

競争力強化の恩恵をいただいている少ない企業かと思えます。リネンサプライと福祉用具の製造販売を行っておりまして、福祉用具の商品開発の中で、保護帽を作っております。頭を守る帽子です。産学官連携でスタートしまして12年を迎えておりますが、まだまだ売り上げ的にはそれほどではないですが、福祉業界から一般市場に帽子の売り先を今変わろうとしている、一部変わってきているという状況がございます。やはり、これは産学官連携という信頼により、大手企業からの共同開発の声がかかりまして、2年前には住友ベークライトの子会社、住友テクノプラスチックというヘルメットを作っている企業との共同開発を行いました。今回は筑波にある財団の研究所のほうから共同開発ということがきて、正式名称はいえませんが、もう契約というこ

とで先週行って参りました。これは本当の産学官連携の歩みがなければこういったオファーはこなかったらうと思っております。その中で、我々中小企業の弱みというのは作ることはできても、商品の信頼度、データであったり、帽子であれば衝撃吸収値を具体的に一般消費者にどうお示しできるかという部分が弱い部分であります。それはまだ、日本の中でも明確なものが無かった部分が、大手企業とのタイアップで、今回はお示しができるのではないかと。そういった意味では障害者向けの帽子であったものが、企業の作業用の保護帽、交通事故対応の帽子、もしくはお子さんの通学の時の交通安全から守るもの。また今回の東日本の大災害のヘルメットまでは必要ないけれども頭を守る帽子、という展開ができるのではないかと思っております。ただ、そのなかで、大澤委員さんがおっしゃられましたけれどもコストが高くなっております。自社で作っておりますので、2年前に半導体メーカーから、私どもの作っている帽子を買いいたいという話がありましたが、値段が私どもの定価の10分の1の提案でした。数も1万個、2万個ということでしたから、価格と生産体制がとてまかなわれないものでありました。では中国で作ったらどうですかと、企業を紹介しますということがありましたけれども、海外というだけでも拒否反応がありました。今はコストダウンという意味では台湾で日本の商社を通じて一部の帽子をお願いしており、やっと半額にすることができました。半額でもまだ普通の帽子に比べると作業用の企業の制帽としては高いという面があります。そのところを頭を守る、命を守るという部分での何かできないかと考えておまして、そういった意味でも中小企業基盤整備機構さんにはアドバイザーというご支援をいただいたり、様々な事務的処理の弱いところを支援いただいたり、札幌という立地がとて恵まれているんだと思いますけれども、他の企業さんにおいてもこのような制度を活用するもっと具体的なことを示せば、他の中小企業もチャレンジするのではないかと感じているのが現状でございます。まだ、売り上げにはいいいってませんが、このことが、企業のあり方、社員のモチベーションであったり、会社としての存在感というものが大きく変わってきているということが、昨年、バリアフリーユニバーサルデザイン推進賞ということで、大きな賞をいただきました。首相官邸でいただいたときに、このことも中小機構さんのご支援というものが経済産業省に届いてという部分でありまして、とても感謝申し上げたいと思います。以上でございます。

部会長：

どうもありがとうございました。手続き的なもの、条例を活用したいときにもうちょっとこういった部分が改善されたらやりやすくなるというものが体験的にお気づきの点があればお願いします。

池田委員：

逆に自分たちのほうで、販売力というのがすごく弱いんです。作ることはとても精一杯やって、できるんですが、それを販売促進という弱みがありまして、そういった意味でこのたび中小機構さんにプレゼンの仕方、交渉のやり方までも伝授を受けまして、2月には首都圏販路拡大マッチング事業というのにも参加いたしました。通販メーカーですとかいろいろなところからオファーをいただいたんですが、やはり生産体制とコストを下げなければならぬ状況です。海外で作らない限りは今の現状ではそこには入れないという狭間の状況であります。

部会長：

どうもありがとうございました。それではひきつづきまして、為廣委員のほうからご意見伺いたいと思っておりますけれども、エコ関係のお仕事ということですので、その観点からお話いただければと思います。

為廣委員：

エコ関係といってもエコERCという会社は、今年で5年目のベンチャー企業です。中身はバイオディーゼル燃料というものと食用油の製造です。食用油の製造については優良作物を十勝になかったものを新たに栽培する技術を確認しようということで、特殊衣料の池田さんと同様に各関係機関にご協力をいただいて、やっと2年前から食用油の販売も始まり、何とか本年度黒字になったということです。恐らく日本全国でバイオディーゼル燃料出荷量としては約1千トン、出荷しています。

今回の産業振興条例について話をさせていただくと、事業開始時には国のバイオマス交付金に採択をいただ

いて、総工費6億ほどかけて工場を建設いたしました。このときにもソフト事業が後ろにあり、いろいろな制約がありました。当然、大切な税金から補助金をいただくわけですから、その制約というのは必要ですが、なにか事業をやるときに例えば農業をやる場合、4月に種をまきますが指令前はだめですよとか、あるいは菜種とか小麦は秋にまきますが、道や国の機関だとかあるいは行政サイドの年次の区切りは4月から3月までですよと、そうなったときに前年度8月に種をまきますと3月に終わってしまいますが、事業は継続しており、まだ収穫していない。そういう難しい部分が、一つの枠のなかで決めてしまうと拾いきれないという部分があるのではないかと思います。いろんな事業があると思いますが、十勝でマンゴーを作り始めたんですが、宮崎で作っているマンゴーというのは12月1月に出荷できないということで、それに向けてやろうということで集まっている、そのときに目標があって地域の特産品を作るという計画を作ったのですが、そういったものにあてはまる支援制度がない。元気が出る事業、将来性のある事業あるいは計画等々がしっかり見えている事業を拾えるような政策の一つのあり方があると非常に助かるなという思いでここに来ております。そのなかでも、技術的なもの、実際に農業に建設業のソフトランディングで農業に入っていく、けどなかなかうまくいっていない。そのところには当然、技術的なものが、主だったものになります。そういった人材育成であるとか、ヘッドハンティングしてきてもいいと思うのですが、新しい企業を誘致するよりもボトムアップして既存の企業が元気になって、既存の企業が既存の地域のことを知っている人が、地域のことをわかった状態でボトムアップしていく。そういうような背景が作れるような政策に今回、産業振興条例がならないかなと考えております。

具体的な例を挙げると、北海道で僕が非常に尊敬させていただいている会社の社長さんでガス屋さんですけど、今回またITの部分で、これは東京に本社を移しましたけれどもウェルネットという会社があります。ここはガス屋さんが代金回収システムを作るというのが始まりです。代金回収する仕組みを作ったときに、それがいろいろなものに活用できるということで、あらたな事業段階に入ってきております。そのときに現場で困っている部分を解決するためにウェルネットの場合はヘッドハンティングで、外部から連れてきて対応しています。そういう仕組みにも対応できることをが周りにたくさんあります。私、農業生産法人を3年前からやってきて、昨年やっと黒字転換になっております。農業というのも、人材技術を持っていないとだめなので、北海道の離農した農家さんを一人連れて行って、そこで小麦と菜種と生産しています。農業生産法人についてもですね、教えるようなところがあったら、何もわからないところで始まるよりは、うまくできるのではないかと考えております。以上です。

部会長：

どうもありがとうございました。いろんな意見をいただきましたので、反映させていきたいと思っております。それでは続きまして、今井委員のほうからお話いただけたらと思っております。

今井委員：

砂川にある化粧品メーカーです。企業立地の促進と中小企業の競争力強化の基本というのはすばらしいと思います。また、さきほどありました現地法人化はすばらしいなと思いました。

まず、化粧品を作っているメーカーですが、ケミカルな原料ももちろん使いますが、今、北海道のおいしく食べられる食材、野菜ですとか、果物ですとか、そういったものを使って化粧品を作っています。例えば、菜種油ですが、油をしぼったカスであれば、肥料とか家畜のえさにされていますが、それが入浴剤にそのままなったり、油であれば、かなり安く市場で食品として売られていると思うんですが、うちの場合は、100グラムの石けんで、1800円くらいで販売しております。化粧品にすることで、食品は付加価値を付けて高く農家さんから原料を、捨てられている原料を購入させていただいて、私たちも高く売ることができる。そしてそれを消費者のみなさんに喜んで使っていただけます。

NPOや農業生産法人という部分がありましたが、中川町というところで、ヨモギの栽培、自生しているものを使って入浴剤や化粧水を作っています。最終商品化するまでに、技術的な部分でなかなかうまくいかない部

分があります。その部分の制度というのを厚くしていただきたいということを強く願います。ということ、条例とか補助金への認識というのは、あまりございません。というのもいろいろと活用をさせていただきたいなと思いますが、決まりがある中では非常に使いにくい。昔であれば化粧品は市場で3年くらいは売れ続けていたんですけども、今は3ヶ月や半年くらいのサイクルで商品を作っていくと、お客さんに喜んでいただけない状態です。そのような状況の中で助成金とか、補助金とかを使ってしまうと後手後手に回ってしまう。スピードが命の部分でなかなか使いにくいというのがあります。以上です。

部会長：

ありがとうございます。具体的なお話で非常にわかりやすかったと思います。条例についても多少使いにくい面があるという声も聞けたと思います。以上をもちまして、委員の方からの意見を一通りうかがわせていただきました。引き続き、オブザーバーの方から関連する意見をいただきたいと思っております。まずは北海道中小企業総合支援センターの鎌田委員のほうからお願いします。

鎌田オブザーバー：

中小企業総合支援センターの鎌田でございます。私どもの機関は中小企業競争力強化促進事業の助成金を事業者として扱っておりますので、今日お集まりの皆様とも接点があります。今日いろいろ出たお話は、普段、企業の方にわれわれの事務所にきていただいたとき、それから我々がお会社におじゃましたときにでている話が、具体的に話されていると感じております。先ほどお話しがありました助成金を使いにくいという話の中でスピード感の話がありましたが、必ずもう一つ出てくるのは、申請書類が多い、確認書類が多い、検査書類が多いという声です。これは利用企業の皆さんには、税金を使うものなので間違いなく税金が適正に使われたという確認が必要ということで理解はしていただきながら、なんとか書類を減らしていこうということで道庁とも調整しています。企業の方たちが事務部門をしっかりと持っている事業規模であればいいんですが、現場をやりながら、開発もやり、生産もやり、営業もしながらだと非常に負担になると思います。よく言われるのは書類を作る人を、パートやアルバイトで雇うお金も経費に入れられないだろうかという話です。それはできないので、できるだけ書類作成をフォローするようにおじゃまするなり、メールを使ったりしてやりとりしております。新しいものにチャレンジする場合に人員をなかなか割くことができない場合、企業の皆さんは、遅い時間や休日をつぶして一生懸命書類を書いているという実態があるのかなということを感じています。

今日テーマになっておりますNPOとか農業生産法人については問い合わせは多くなっています。NPOについては年間ですと、事業担当のところにも10件、15件と来ているようですし、窓口の相談までも含めると、何か使える支援事業はありませんかという問い合わせはかなりあります。今、食クラスターの関係もあって、農業生産法人さんからもそういう話があります。今、農業生産法人さんからの食の関連や六次産業化に関するものや、社会的企業などでNPO法人が使えるものが何かありませんかという問い合わせがあります。この辺についても皆様からいろいろとお話が聞ければなという思いもあって参加させていただいているところがございます。いずれにしても中小企業の方が利用される場合、特に小規模の方であっても利用、活用がしやすくなることを考えると、先ほどの人力の問題、書類の量もそうですし、中身の問題も非常に多く出てくるのかなと思います。それと大澤委員からあった現状でのコストの問題とかですね、そういうものを含めた課題解決への取り組みがまさしく競争力強化のなかで必要だと感じております。いま非常に制度が柔軟になってきていますので、新分野とか新市場ということで広く対象範囲をみられるようになってはいますが、既存のものとの違いは何か、既存のものコストダウンも新しいものへのチャレンジととらえていけないかという議論もかなり出てきています。それが競争力になって新しい市場に進出していけるのではないかなど、このあたりの考え方についても、いろいろまた議論していただけるとありがたいなと思います。以上でございます。

部会長：

どうもありがとうございます。それでは引き続きまして、道総研の田中さまのほうからお願いします。

田中オブザーバー：

工業試験場の田中です。本来であれば場長が意見を述べなければいけないのですが、場長が不在のため、私が代理で失礼いたします。現場的な話は鎌田マネージャーがほとんど話してしまったので、私どものほうからは一つ、資料6の その他 要件緩和のところで、研究開発補助で導入した機器の製造ラインへの転用、これを企業さんから求められます。というのは、中小企業の社長さんたちが補助金を使って、機器、例えば製造ラインで試作をして、さて、それを使ってお客様に売りたいといっても、売れないというジレンマがあります。そこで、量産試作くらいまではなんとか対象とすることはできないかという要望です。こういった緩和についてはよく相談を聞いています。簡単ですが、以上です。

部会長：

どうもありがとうございました。それでは中小企業基盤整備機構の出口用地部長様からお願いします。

出口オブザーバー：

今、私は産業用地の分譲職務を担当しておりますので、産業立地という視点に絞ってお話をさせていただきます。いま、私が担当している企業誘致の現状を申し上げますと、本州からの企業の立地というのは難しいというのが実状です。

その中で、どちらかという私どもの分譲団地では、域内移動や域内での企業活動を活発化していく中で、規模拡張や新事業展開のために新しく土地を求めるといっている人が多いという感じを受けています。うちは内陸型ということもあるので、苫東とか石狩湾新港とはちがいますが、そういう感じです。

それともう一つはこれから3カ年、この条例で支援策とかいろいろなことをやっていくときに、確かに長期的な誘致対象もあるのですが、3カ年で何を集中的に具体的な業種を誘致したいのかという方向性があるのではないかと思います。

また、現在は製造業主体であると思いますが、現在、農業系の立地というのが、結構、北海道にあります。以前に、農業系の立地についてある企業から「農業に業種分類されるので、北海道さんの立地支援策の対象にならないのです。」ということを言われたことがあります。その辺をもう少し、北海道に立地しようとする企業の進出実態にあわせて支援策を読み込める仕組みを、この条例の運用に中でできれば良いと思います。

部会長

ありがとうございました。それでは続きまして、北海道経済産業局の高橋オブザーバーからお願いします。

高橋オブザーバー

だいたい皆さんがおっしゃった通りかと思いますが、企業立地の関係で言いますと、直接私ども経済産業省の関係しておりますのは、この条例の助成制度のなかにも一部取り入れていただいておりますが、企業立地促進法という法律を5年くらい前に新しく作って、その当時から製造業の海外流出が懸念されているなかで、日本の立地環境の魅力を高めるために国としても支援していきましょうという趣旨で、いろいろな支援策も併せて講じています。その後、先程来お話がありましたが、リーマンショック、今年の大震災と経済環境がかなり変わって、ますます国内産業の海外シフトが加速するのでは無いかという懸念が強まっています。そのような状況の中で、経済産業省でも政府の新成長戦略と関係する形で、昨年、産業構造ビジョンを作りましたが、震災後の状況変化を踏まえて、成長戦略の見直し作業を行っているところです。今回の大きな論点の一つは国内の空洞化をどうするかということで、今回の震災の関係で本州での電力、電力供給制約懸念にどう対応していくか、サプライチェーンの寸断、リスク分散にどう対応していくかということも併せて、いろいろと議論になるんじゃないかと思います。

そういった点で道庁さんの現行のこの条例を拝見しますと、やはり、リーマンショック前までの流れのなかでできたものであり、機械関係、自動車とか電気などの誘致に手厚くなっている印象を受けます。今は、国内の製造業はどこも新興国、海外、特にアジアに目を向けていて、国内の立地自体がかなり難しくなっている。それは機械関係、自動車、電機などに限らず、石油、紙など素材関係の製造業にしてもこれから投資するなら、海外特にアジアしかないという声を聞きます。製造業の企業誘致に関しては、可能性が無いわけではありませ

んが、かなり厳しい状況にあると思います。そういった中で、どのようにこの辺を検討していくかが問題になると思います。

中小企業の支援に関しましては、少子高齢化などで国内需要の伸びが頭打ちになっている中で、海外に市場を求めざるを得ないという状況にあります。私ども中小企業の海外展開支援というのをやっておりますけれども、このあたりについてもご検討いただければと思っております。以上です。

部会長：

ありがとうございます。一通り皆様のご意見をいただいたわけではありますけれども、特に言い忘れたことですか、付け加えてご発言したいところがありましたらお願いします。

平池委員：

皆様のお話、興味深く拝聴しました。ありがとうございます。一点、いすゞの社長様にお尋ねしたいのですが、企業誘致にあたってコストと品質と納期というのが大きな3大原則であるというお話がありました。東日本大震災があり、リスク分散とサプライチェーンの見直しというのがよく喧伝されていますが、実際、北海道にサプライチェーンの部品メーカーなんか、地場の部品メーカーを参入する余地というのは3つの3原則をクリアできればあるのでしょうか。

大澤委員：

お答えする前にお話のなかで3原則がありました。3原則が品質とコストと納期、これは競争力ということでお話をさせてもらったんです。立地の条件として競争力が必要ということであって、中小企業さんの競争力強化というところでの競争力の解釈と違いますか理解がその3つということです。

平池委員：

了解しました。

大澤委員：

企業誘致、立地と全く別のところですので、誤解が無いようにしていただければと思います。それで、ご質問のところですが、正直なところ、非常に厳しいと思います。実は私の会社でもいろいろな製品をもっと増やそうとして、私自身が、いすゞグループの中で動いていますが、無くはないんです。ただ、何で北海道なんだという、ところに対して、なかなか答えがない。やっぱり、北海道の弱みというのは、物作りについては物流デメリット、地理的デメリットがあります。私もこちらにきてわかってきたのですが、ウチの製品については北海道においては地理的にみればここから海外に直接だせば、不利なことはないだろうと思っておりました。具体的にはウチは苫小牧にありますので、苫小牧の港からだせば、関東にでなくて、アメリカでもどこでも、アジアだって直接出せるじゃないかと考えたんですが、現実には一回、東京に行きます、横浜に行きます、釜山に行きますといったところで、地理的なメリットが出せない。そうすると本州から一回、関東から北海道にきて一回戻さなければならぬ。そのデメリットがやはり競争力といったところでは非常にデメリットになるというハンディを負うわけです。そこをうまく解消できれば、決してこないことはないと思いますが、現実的にはいわゆる自動車業界というのは競争の世界であり、そのハンディを打ち消す何かがないと、なかなか難しいということです。私のところでは一つの例ですけれども、それだったら、ウチの会社は超短リードで作ってやろうじゃないかと、リードをものの作り方とかも変えて、いろんなものを作ってやろうと思って、自動車というのはサービス部品を作らなきゃいけない。サービス部品は本体では邪魔者なんです。市場に出した自動車の部品を作るといのは、いろんな種類をすぐにお客さんに出さなければならぬ。それでは、超短リードでオーダーがきたらすぐ作って、すぐ出してやればいいんじゃないかと考えたりしています。そうすれば、リードで勝てるじゃないかと。QCDでいえばDの部分ですが。それで考えて、トライしてはいるのですが、なかなかそうはいかない状態ではあります。ただ、そういったところを地理的な、要するに輸送費の以上のこと

があれば決してこないことはないと思います。

部長：

今のお話に関連するかもしれませんが、苫小牧方面、トヨタさん、デンソーさん、アイシンさん、千歳に比べればダイナックスさんという話で割と有名どころが集まったのかなという感じは受けていますが、具体的に産業の集積という点からみますと本州なんかには比べますとまだまだ弱いと思います。その地区の中にいらして、これはまだまだいけるですとか、この辺で頭打ちかなというビジネスサイドからの実感というものをお聞かせ願えればと思います。

大澤委員：

頭打ちというのは変ですけども、先ほどいったように新興国のビジネスが伸びてきているので、新興国で売っていくとしたら、車の価格、コストが一段と厳しい。新興国でシェアをいろんなメーカーさんが伸ばしつつありますが、それはいろんなことをやってとっているということなんですよ。先程来あったようなコストで競争に勝ち抜くとなると、競争がさらに激化して、なかなか厳しいところがあるのかなというのが実感です。

部長：

他にももしご意見等ございましたら、ご意見等伺いたいと思いますが、ひとつあまり出てこなかったのは、リーマンショック、震災といった話はあったんですが、具体的には東日本大震災の影響を受けて、どのような対応をすべきかという話はあまり具体的に出ませんでした。もしなにかご意見等ございましたら、伺いたいと思います。

為廣委員：

意見になるかどうか何ですけども。実はさっき一つ話したなかで、モンゴルで農業をやっております。最低限モンゴルに行くときに面積として、ドイツだとか農業国と比べて、その面積の倍から3倍くらいでやりたい、というところからスタートしています。現在、モンゴルで約5000ヘクタールほど、やっているんですが、それだけのまとまった農地、仮に1000ヘクタールっていう部分で探したんですけども道内ではやはり農業者じゃないということもあり、それだけのまとまったものが見つかりませんでした。

だけでも道南だとか道北だとか道東だとかと調べていくと特に道東の十勝というのは約26万ヘクタールの中で、2500億くらいの総生産を行っており、余るような農地が実際のところないということでした。だけでも、道北にいくと、網走管内、あるいは道南のほうでも、農協サイド側では有閑農地はないと言われてますが、実際は結構ぼつぼつとあるようです。

震災関係については僕らの商工会議所、JCの関係で、いろんな支援とかやっております。現地でいろいろ聞きますと、当初震災が起きたときに、例えば福島、宮城、岩手、支援物資でパンをいっぱい持っていきますよとなると、会津だとか被災を受けていない小さなパン工場がいっぱいあるにもかかわらず、すべて山崎パンであるとか、大きいところから入ってしまいます。そうすると地元のパン屋さんが売るにも売れない。そんなことをしていると地域経済がおかしくなるということで、僕は義捐金を元にそのところに道内の食材を持って行って、目の見えるところの商工会議所のメンバーのところは無償で提供し、それを販売する。その代わりそのお金は地域で回しなさいよという足かせをつけてやっています。今やりたいのは農業を被災している人たちを北海道に連れてきて、ということができないだろうか模索しているところです。実際に経済というとならえかたとお金儲けをすればいいのかなという考え方はなくて、元々の経済の経国済民という言葉に立ち返った部分で、地域を何とかしたいという考えがあります。確かに大手の企業だとかそういったところがいっぱい来ていただければいいんですが、やはり自立する地域にするには、税収も必要ですし、あるいはそのところで、いろんな部分の活力が出てくることをしなければならないと思っています。そういった部分では、今、疲弊している部分から一人でも二人でも成功事例を出すことによって、実際に全国で約260万の農業者がいて、今、非農業者といわれるかたが300万人くらいいらっしゃる。だけでも制約の中で、小さい面積しか作れないという、確か約60㎡までですが、それ以上作らせてもらえないはず。そういった制約を受けているかたに場所を

提供したいと考えています。十勝での話をさせていただくと、外から志を持った人がきて、地域の食材を使った地域のカフェをやったり、レストランを経営し、非常に成功している事例は地元、十勝ではあまり無いんです。道南のほうでは長沼だとかあいったところで、農家ハーブというのが結構うまくいっているところがあるようですが、ですから、そういった部分の道筋を付ける意味でもそういったことができるありがたいなと思っています。以上です。

部会長：

どうもありがとうございました。司会進行しておりますので、どうしても私はまだ何もしゃべっていないという状態でしたので、細かい話というよりも大きな話をさせていただきたいと思います。今回の条例の見直しということをお話をいただきまして、みてきましたが、一つに政策というものは政策自体がいいものか悪いものかということは検証がなかなか難しいところがあります。また、実際の運用の部分と基本理念の乖離といいますが、そういったものが往々にして起こりがちです。本当はこうしたいのですが・・・ということで折角いい政策を始めても実際にやってみたら手続きの問題等の障害が出てくる、といった意味で言いますと、条例としての中身がどうなのかといった話とまた運用の側面といった二つの検討の側面が出てくると思います。

そうなってくると結果的にどれだけ制度が活用されていたかということにつながってきます。ですから、条例自体がどうであるかといった議論が当然あるかと思いますが、もう一方でそれをいかに活用していくかという面、総合性といった面が問われているのではないかと思います。

それと一旦できあがった条例を見直すべきかどうかという観点もあると思います。これも非常に難しい面がありまして、一つは政策の継続性といったものがあります。コロコロ変えていたのでは折角、こういったものができて、これでやりましょうといったところが、もうなくなりましたということでは企業側からしましてもこれを活用しづらい。もしくは計画を立てづらいといったところがあります。一方では政策につきましては継続性というものがやはり一つポイントとなってきていると思います。

だからといって別に見直す必要がないといっている訳ではありません。当然リーマンショックですとか震災といったかなり大きな外的な要因が起きておりますので、それに見合った形でいかに修正をしていくのかといった観点があるのではないかと考えております。政策といえますのは、いわゆる一つのシグナル効果といえますが、道庁さんであれば道庁さんがどういった方向を向いているんだといったことを民間の方に示す効果というものがあると考えております。ですから、その的確なシグナルをどう出していくか、もしくは出せるのかということも当然それに関わってくる内容ではないかと考えております。

それで、そろそろ時間になってきておりますが、今日いろいろなお意見をいただきまして、私自身も非常に参考になったことがたくさんありました。このあとまたこういった部会を続けていくわけですが、部会長を引き受ける際にいくつかのお願いした点がありまして、必要な資料、データが無ければやはり評価ができないことがありますので、今日、出していただきましたデータ、さらに必要なデータ等があればご遠慮なくお申し出いただきたいと思います。私のほうでもいくつか精査をした上で、たとえば他の県との比較ですとか、もっと言いますと海外との比較ですとか特定の地域、たとえば苫小牧の製造業がどうなっているのでしょうかといった、よりわかりやすいデータに基づいた上での検討というものが必要だと思いますので、皆様方のほうでこういったデータ、資料が必要だといった点があれば、私なり、事務局なりに遠慮無く伝えていただきたいと思います。そろそろ予定の時間になって参りましたので、議事の方は終了させていただきたいと思います。今日はどうもありがとうございました。最後に事務局のほうから何かありましたらよろしく願いいたします。

事務局（松浦課長）：

今日は貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。第2回に向けまして、今日のご議論を私どもなりに整理をさせていただきまして、事前に皆様の方に資料提供をさせていただきたいと考えております。また、今日のご議論だけでなく、今日お戻りになってからでも次回までの間に補足でご意見等ございましたら、遠慮無く私どもにお申し付けいただければと思います。第2回目は、7月の下旬を予定しております。また皆



様のご都合がつかますように早めに調整をさせていただきたいと思いますので、その際にはまたよろしく  
お願いいたします。本日はありがとうございました。